

相続財産管理人制度の活用について

<相続財産管理人制度の概要>

相続人の存在、不存在が明らかでないときには、家庭裁判所は、申立てにより相続財産の管理人を選任します。相続財産管理人は、被相続人(亡くなった方)の債権者等に対して被相続人の債務を支払う等して清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

<制度活用を検討中の空家の概要>

状 態	草木の繁茂、残置物等の管理不十分等について、数年にわたって近隣からの相談あり。 相続人がいないため適切な管理がなされていない。
所有者	平成29年に死亡 相続人不存在
権利関連	土地・家屋共に金融機関による抵当権の設定※ 相続人は相続放棄をしている ※ 抵当権者である金融機関が申立てを行っていないことから、ローンは完済されていると見込みます。
建物の状況	平成18年建築
敷地の状況	前面道路6m 市街化区域(第1種中高層住居専用地域)

<今後の予定>

- 所有者についての再調査を実施
- 調査結果を踏まえ、相続財産管理人の選任申立てを検討